

静岡県・市町・中小企業等
3者連携の奨学金返還支援制度
申請の手引き

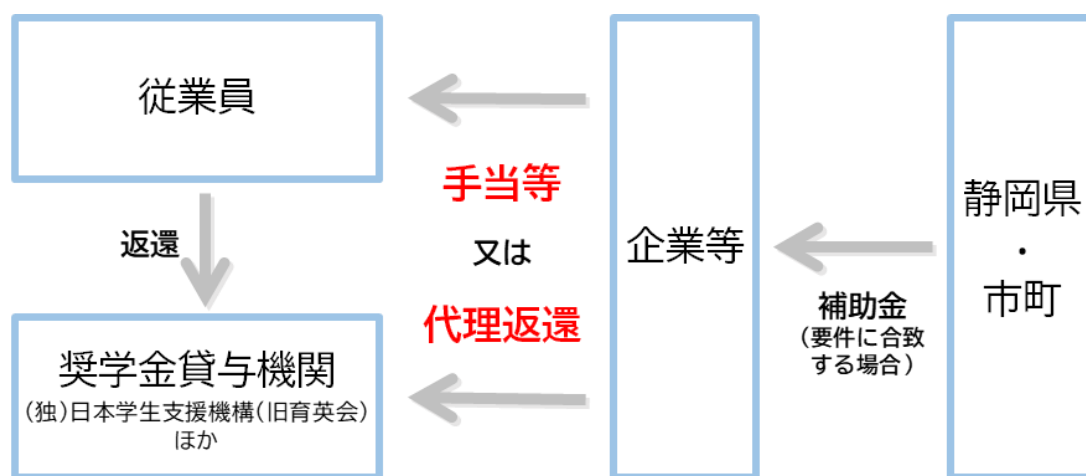
静岡県経済産業部
産業人材課
令和7年10月1日 作成

1 事業の目的

県内中小企業者等の採用力強化を目的としています。

2 補助事業の概要

県内中小企業者等が、従業員を対象とした奨学金返還支援制度を整備した上で、従業員を採用した場合に、当該採用者に支払った手当等に対して、県及び県と連携する市町がその額の一部を最長5か年度（県及び市町の会計年度。以下「年度」）にわたり補助金を交付します。



(概略)

区分	内容
対象企業	県内中小企業者等
対象従業員	35歳以下で新たに採用された者（新卒・中途）
補助対象経費	県内中小企業者等が、手当等で支援した額
補助率等	<従業員1人ごと> ・補助対象経費の2/3以内 ・ただし、従業員の年間返還額の1/3以内とし、 8万円/年度を限度
補助期間	採用年度から最長5か年度
その他	1社当たり何人でも申請可能 (市町及び県の予算額に達した場合は申請受付を終了)

➡ 8万円/年度 × 5か年度 = 1人あたり最大40万円を企業に支援

3 補助事業の対象要件

(1) 補助の対象となる中小企業者等

本補助金の交付申請を行おうとする者（以下「支援事業者」）は、中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等であり、かつ補助金交付申請日（以下「申請日」）において次の条件を全て満たすことが必要です。

○中小企業等経営強化法第2条第2項の「中小企業者等」

業種・組織形態	資本金等の要件
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②ゴム製品製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
③卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
⑤ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑥旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑦小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨組合、連合会	中小企業経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される 組合及び連合会
⑩一般社団法人	当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者
⑪医業又は歯科医業を主たる 事業とする法人	資本金の額又は出資の総額が10億円以下
⑫医業又は歯科医業を主たる 事業とする法人（⑪を除く）、社会福祉法人、特定非 営利活動法人	常時使用する従業員の数が2千人以下

○満たすべき要件

- ア 静岡県内に本店又は主たる事務所を有すること。
- イ 県と連携する市町内に事務所を有すること。
- ウ 市町に対し、中小企業等奨学金返還支援事業に係る補助金を申請する日の3年前から当該申請する日の前日までの間に、労働関係法令に違反していないこと。
- エ 静岡県税及び県内の市町村税に未納がないこと。
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的なものは除く。）又は性風俗特殊営業を営む者でないこと。
- カ 静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、暴力団又は暴力団員等と関係を有する者でないこと。

法人：県内に登記上の本店があること
個人事業主：住民票に記載されている住所が本県内であること

(2) 補助の対象となる従業員

支援事業者採用され、市町内の事業所に勤務している雇用期間の定めのない従業員（試用期間を含む。）であって、次に掲げる全ての要件に該当する方が対象となります。

- ア 支援事業者採用された日（以下「雇用日」）において、奨学金を返還中であること、又は将来において返還することが確定していること。
- イ 雇用日以後に県と連携する市町内に住民登録があること。
※市町によっては本要件を設けていない場合もありますので、申請先の市町にご確認ください（県と連携する市町は「6問合せ先」を参照）
- ウ 支援事業者が従業員の奨学金返還を支援する制度を設けた日、静岡県中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱の施行日（令和7年10月1日）又は申請先市町の要綱の施行日のいずれか遅い日以降に採用された者であること。
- エ 支援事業者から奨学金返還の支援を受ける日の属する年度の3月31日において、35歳以下であること。
- オ 雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でないこと。
- カ 事業主と同居している3親等以内の親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が当該者以外の従業員と同様であると認められる場合は、この限りでない。
- キ 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- ク その他、支援対象者とするのが適当でないと知事又は市町長が認めた者でないこと。

<「市町内の事業所に勤務」のポイント>

- 以下の場合の対象外です。
 - ・研修等などの都合で一時的に市町内に勤務している場合
 - ・所属事業所が市町内であっても、恒常的な市町外への長期派遣などで市町内勤務の実態を伴わない場合
- 申請時点では継続的に市町内で勤務する予定であったが、補助期間内に都合により市町外の事業所に異動した場合は、異動した日以降に行われた給付は当該市町の補助対象となりません。

(3) 対象となる奨学金

高等学校、短期大学、大学、大学院、専修学校その他の教育機関における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。

独立行政法人日本学生支援機構（旧育英会）が貸与する奨学金

地方公共団体、大学、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金

※静岡県医学修学研修資金、静岡県看護職員修学資金貸付金、静岡県保育士修学資金貸付金、静岡県介護福祉士修学資金貸付金その他の学資金で、特定の職種へ就職した場合又は特定の地域に居住した場合その他一定の要件に該当した場合に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。

➡市町が運営する育英奨学金等で、「〇年居住すれば、返還額を減免」といった減免制度を設けている奨学金は、支援対象者が減免制度の該当者か否かを問わず、対象外です。

(4) 補助の対象となる支援

奨学金返還支援制度の導入は、2つの手法があります。

いずれも就業規則や社内規程などに、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給、採用年度から〇年度まで等）、金額等を記載いただく必要があります。記載例を参考に規程を整備してください。

区分	内容
手当等	従業員に対して手当等として金銭を支給
代理返還	従業員に代わって奨学金貸与機関に対して奨学金を返還

4 補助の対象及び補助率

区分	内容
補助の対象	支援事業者が行う1月から12月までの期間（※1）における支援に要する経費
補助率等	<従業員1人ごと> ・上の経費の3分の2以内（※2） ・ただし、対象従業員が当該年において奨学金の返還に要し、又は返還することとされている額の合計額の3分の1以内とし、8万円/年度を限度とする。（※2）
補助期間	採用年度から最長5か年度（※3）
その他	1社当たり何人でも申請可能 （市町及び県の予算額に達した場合は申請受付を終了）

※1 令和7年度分、令和8年度分の補助金は期間が異なります。5（2）を参照。

※2 市町によって補助率や限度額を嵩上げする場合があります。6を参照

※3 5（2）を参照

<補助金の算出の例>

【例1】従業員の返還額24万円/年、企業の支援額12万円/年の場合

〈順序1〉企業は、従業員に12万を支援

企業12万	本人12万
-------	-------

〈順序2〉市町は、企業に8万を支援

〔 計算式 : 企業の従業員への支援額12万×2/3=8万
補助上限: 従業員の年間返還額24万×1/3=8万 (上限8万円) 〕

市町8万	企業4万	本人12万
------	------	-------

〈順序3〉県は、市町に4万を支援

県4万	市町4万	企業4万	本人12万
-----	------	------	-------

【例2】従業員の返還額18万円/年、企業の支援額12万円/年の場合

〈順序1〉企業は、従業員に12万を支援

企業12万	本人6万
-------	------

〈順序2〉市町は、企業に6万を支援

〔 計算式 : 企業の従業員への支援額12万×2/3=8万
補助上限: 従業員の年間返還額18万×1/3=6万 (上限6万円) 〕

市町6万	企業6万	本人6万
------	------	------

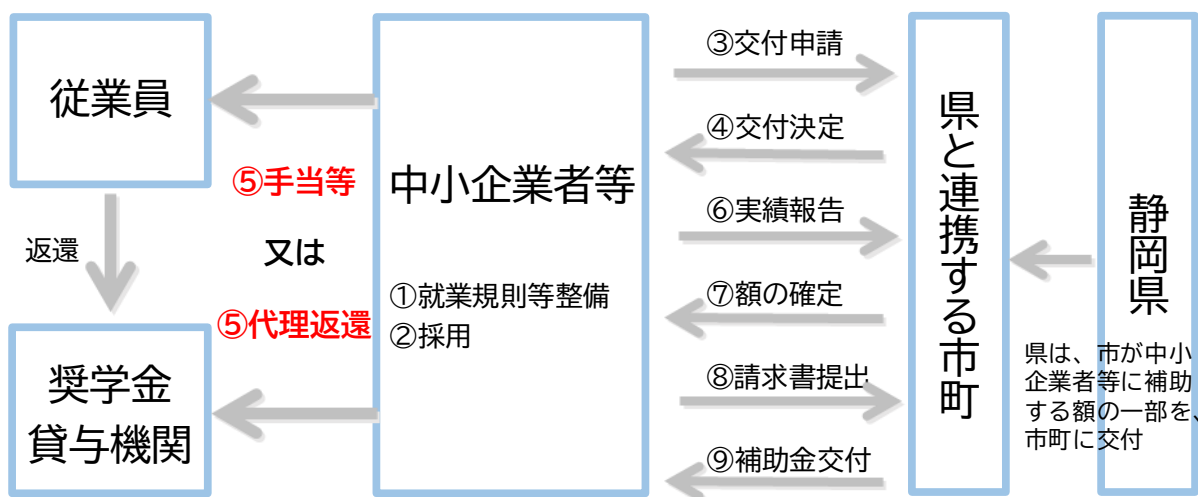
〈順序3〉県は、市町に3万を支援

県3万	市町3万	企業6万	本人6万
-----	------	------	------

5 交付申請・実績報告の流れ

(1) 申請の流れ

- ・ 支援事業者（中小企業者等）は、県と連携する市町に補助金の交付を申請します。
 - ・ 補助金の交付申請は、毎年度、県と連携する市町に提出いただきます。
- 採用年度の次年度以降は、③～⑨を繰り返します。



(2) 補助対象期間、交付申請の提出期限等

区分	補助対象期間 (支援した日※ ¹)	交付申請 提出期限	実績報告 提出期限
令和7年度分の 補助金	～R8. 3. 31	対象従業員に支援する 2週間前又は R8. 3. 10 のいずれか早い日	事業完了日（最後の支 援日）から起算して30 日以内又は R8. 4. 5 の いずれか早い日
令和8年度分の 補助金	R8. 4. 1 ～R8. 12. 31	R8. 4. 1以降で、対象従 業員に支援する2週間 前又は 12/10 のいづれ か早い日（※ ² ）	事業完了日（最後の支 援日）から起算して30 日以内又は 1/31 のい づれか早い日
令和9年度 以降 の補助金	暦年 (1/1～12/31)	4/1以降で、対象従業員 に支援する2週間前又 は 12/10 のいずれか早 い日（※ ² ）	

※1 支援した日は、給与等の計算期間に関わらず、実際の支払日により判断します。

※2 原則は、対象従業員に支援する前までに、交付決定を受ける必要があります。
ただし、令和8年度分の補助金は、R8. 4. 30 までに提出したものは、R8. 4. 1 以
降の支援分を交付申請することができます。

また、令和9年度以降の補助金は、各年度4/30までに提出したものは、当該年の1/1以降の支援分を交付申請することができます。

<「採用年度から最長5か年度」のポイント>

- ・1従業員につき、最大6回、交付申請することが考えられます。
- ・例えば、令和8年度採用者に対して、令和13年1月から3月までの間に支援した経費は、令和13年度に交付申請することとなります。
- ・なお、3(2)エのとおり、「支援事業者から奨学金返還の支援を受ける日の属する年度の3月31日において、35歳以下であること。」とありますので、下表の★の例では、35歳以下となる令和9年度末の支援分まで、交付申請が可能となります。

採用年度 補助金申請年度	R7年度採用 (R7年度末年齢23歳)	R8年度採用 (R8年度末年齢23歳)	★R8年度採用 (R8年度末年齢34歳)
R7年度	~R8/3/31 支援分		
R8年度	R8/4/1~R8/12/31 支援分	R8/4/1~R8/12/31 支援分	R8/4/1~R8/12/31 支援分
R9年度	R9/1/1~R9/12/31 支援分	R9/1/1~R9/12/31 支援分	R9/1/1~R9/12/31 支援分
R10年度	R10/1/1~R10/12/31 支援分	R10/1/1~R10/12/31 支援分	R10/1/1~R10/3/31 支援分
R11年度	R11/1/1~R11/12/31 支援分	R11/1/1~R11/12/31 支援分	
R12年度	R12/1/1~R12/3/31 支援分	R12/1/1~R12/12/31 支援分	
R13年度		R13/1/1~R13/3/31 支援分	
R14年度			

(3) 申請先

対象従業員が勤務する事務所が所在する市町に申請してください。

なお、県と連携のない市町内に勤務する従業員は、補助金の対象となりません（下表のC市の例）。また、申請先市町によっては従業員が市町内に居住していることを補助金交付の要件としている場合もあります（下表のB市の例）。連携する市町は申請前にご確認ください。（「6 問合せ先」を参照）

○申請先の例

勤務先 従業員	県と連携するA市内 (A市制度は居住限定なし)	県と連携するB市内 (B市制度は居住限定あり)	県と連携のない C市内
A市居住者	A市に申請	×	×
B市居住者	A市に申請	B市に申請	×
C市居住者	A市に申請	×	×

(4) 交付申請書類

申請先の市町の補助金交付要綱に従ってください。例示は次のとおりです。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 申立書（支援事業者が作成）
- (4) 同意書（対象従業員が作成）
- (5) 奨学金返済支援手当等の支給根拠となっている内部規定等の写し
- (6) 雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- (7) 支援対象者の奨学金返還額がわかる書類の写し
- (8) その他、申請先市町長が必要と認める書類

(5) 変更の承認申請等

ア 変更の承認申請等が必要な場合

申請先の市町の補助金交付要綱に従ってください。例示は次のとおりです。

	区分	例
変更の承認申請	補助事業の内容の変更	・新しい従業員を雇い、対象従業員を追加するとき ・対象従業員への支援額を増額したことで、事業費※ ¹ が増加するとき ・対象従業員への支援額を減額した、又は対象従業員が退職したことで、事業費の2割を超える減額が生じる見込みとなったとき※ ²
	補助事業を中止又は廃止	・自然災害等の事情により補助事業の全部を一旦とりやめたい、又は廃止したいとき
報告	補助事業が予定の期間内に完了しない場合	・支払い時期が遅れる等、申請した「手当等の支給日」に記載した「最も遅い支給予定日」までに事業が完了（最も遅い支給が完了）しないとき
	補助事業の遂行が困難となった場合	・何らかのトラブルにより、取り急ぎ市町に一報を入れておきたいとき

※1 事業費とは、手当等の支給総額を言います。

※2 事業費の2割以内の減額であれば、変更の承認申請は不要です。

イ 提出書類

申請先の市町の補助金交付要綱に従ってください。例示は次のとおりです。

- (1) 変更承認申請書
- (2) 変更事業計画書
- (3) その他、申請先市町長が必要と認める書類

(6) 実績報告書類

申請先の市町の補助金交付要綱に従ってください。例示は次のとおりです。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) その他、申請先市町長が必要と認める書類

6 問合せ先

①問合せ先（補助金制度全般について）

静岡県経済産業部産業人材課 雇用対策班 054-221-2825
sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

②県と連携する市町（令和7年10月1日現在）

区分	自市町への 居住要件	補助率等の 嵩上げ	問合せ先 (個別の申請案件について)
牧之原市	なし	なし	牧之原市産業経済部商工企業課 0548-53-2647 shoko@city.makinohara.lg.jp
菊川市	なし	なし	菊川市建設経済部商工観光課 0537-35-0936 shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp

7 QA

- 1 Q 対象従業員が年度の中で退職した場合は、いつまで申請可能ですか。また、当該対象従業員に係る過年度分の補助金は返還が必要ですか。

A 実際に給付を行う月まで、申請が可能です。なお、年度途中で退職したとしても、すでに受給した補助金を返還する必要はありません。
- 2 Q 対象従業員を、年度の中で、県と連携する市町以外の市町に所在する事務所に配置換えした場合は、いつまで申請可能ですか。また、補助期間の「採用年度から最長5か年度」の扱いはどうなりますか。

A 配置転換前の事務所で実際に給付を行う月まで、申請が可能です。異動した日以降に行った給付は対象外となります。この場合、配置換えまでの期間が給付開始から5年未満であったとしても、支援は終了となります。

なお、異動先も県と連携する市町に該当する場合には、引き続き、異動先の市町への補助金申請が可能です。市町によって居住要件や、補助率の嵩上げの条件が異なる場合がありますので御留意ください。
- 3 Q 自社で奨学金返還支援制度を導入した後に採用した者について、採用年度は、県と連携していない市町に配置していたが、採用から3年後に、県と連携する市町内の事務所に配置換えした場合は、補助金の申請は可能ですか。

A 可能です。なお、支援期間は「採用年度から最長5か年度」の残りの2年間となりますので、留意してください。